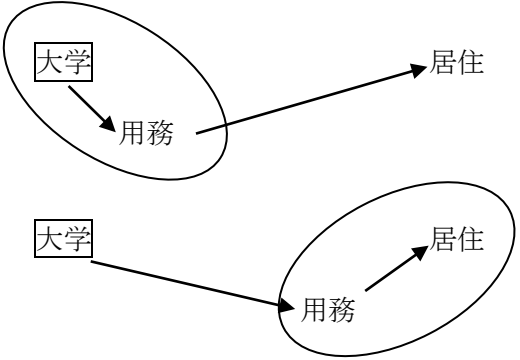
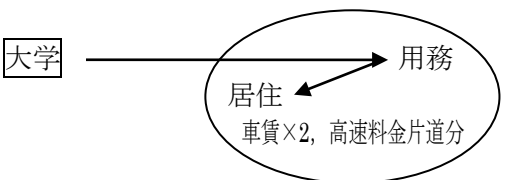
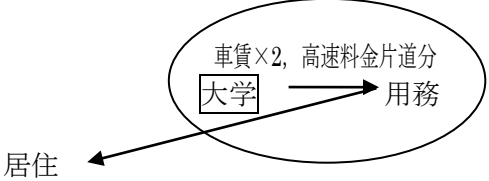
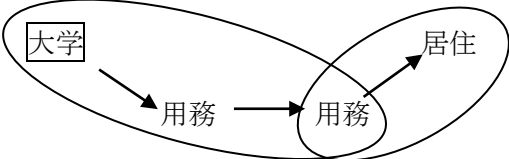
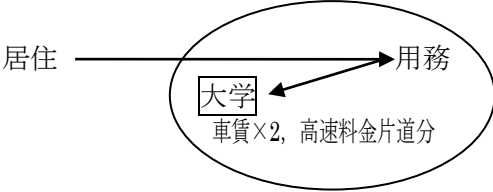
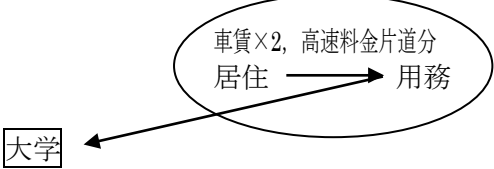
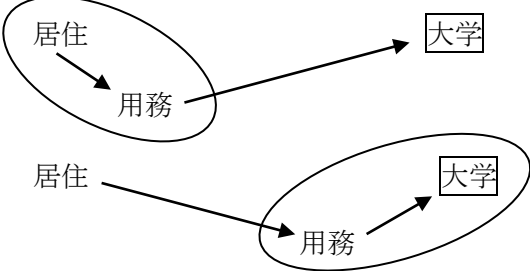
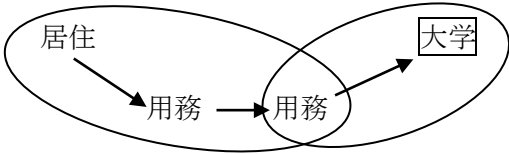


別表

旅 費 の 種 類	支給の対象・用途		金額
鉄道賃	その乗車に要する運賃 新幹線等の特別急行列車については、原則普通車両料金を支給する。		旅客運賃等の実費額 領収書等（料金表）添付
船賃	その乗船に要する運賃		旅客運賃等の実費額 領収書等（料金表）添付
航空賃	航空機の利用に要する旅客運賃 ホテルパックの利用を推進する。 原則、エコノミークラスの実費額を支給する。		現に支払った旅客運賃等 領収書等添付
車賃等	公 用 車	—	支給しない。
	自家用車	1. 管内出張の場合 (1) 大学発⇄用務地との往復出張の場合 ① 名護市以南の出張 出張に係る全路程距離分及び高速料金の片道分について支給する。 【計算例】 大学から用務地まで 40.6 km (大学の ETC カードを使用する場合) 往路：40.6 km (端数切捨) × 10 円 (※1) ＝400 円 復路：40.6 km (端数切捨) × 10 円 (※1) ＝400 円 往復計：800 円 (大学の ETC カードを使用しない場合) 往路：40.6 km (端数切捨) × 15 円 (※2) ＝600 円＋支給対象区間の高速料金片道分 (普通乗用車) 復路：40.6 km (端数切捨) × 15 円 (※2) ＝600 円 往復計：1,200 円＋支給対象区間の高速料金片道分 (普通乗用車) ② 名護市内及び名護市以北の出張 出張に係る全路程距離分について支給する。ただし、②における出張が数回に亘る場合は、旅費申請の手続きについて、報告書（その都度、命令権者の承認を得る）を添付して、事後にまとめて行うことが出来るものとする。 【計算例】 用務地ごとの路程距離(端数切捨) × 15 円	車賃は下記の定額により、走行距離、出張行程等に応じて左記の計算方法により算出し、支給する。 ※1 自家用車で大学が所有する ETC カードを使用する出張の場合の車賃の定額は 1 km 当たり 10 円とする。 ※2 ※1 以外は 1 km 当たり 15 円とする。 ※3 往路、復路ごと、又は用務地ごとの路程距離数 (1 km 未満は切捨て) に 1 km 当たり 10 円または 15 円を乗じた額を支給する。 ※4 管内出張(1)①の場合は、支給対象区間の高速料金片道分(普通乗用車)を加算し支給する。 ※5 居住地とは出張者の居住している市区町村役場の住所地を指す。

		(2) (1)以外の出張 ① 大学発、用務地から帰宅する場合 大学⇒用務地、または用務地⇒居住地のうち、距離が短い方の車賃及び車賃支給区間の高速料金片道分を支給する。  いずれか距離の短い方及び車賃支給区間の高速料金片道分 ② 大学発、用務地が居住地を超える場所にあり、用務地から帰宅する場合 (用務地⇒居住地) × 2 の車賃及び車賃支給区間の高速料金片道分を支給する。  ③ 大学発、用務地が居住地と反対方向にあり、用務地から帰宅する場合 大学⇒用務地 × 2 の車賃及び車賃支給区間の高速料金片道分を支給する。  ④ 大学発、用務地が複数あり、用務地から帰宅する場合 大学⇒用務地⇒用務地、または、用務地⇒居住地 いずれか短い方の車賃及び車賃支給区間の高速料金片道分を支給する。	※6 居住地以外 の 滞在 地 を 発 着 と す る 場 合 に つ い て も 滞 在 地 の 市 区 町 村 役 場 の 住 所 地 を 基 準 に す る こ と が 出 来 る 。 ※7 教育機関等の距離については、別紙一覧表を参照のこと。一覧表にない場合は、走行距離検索等を用いて、距離を確認すること。 ※8 それぞれの出張形態毎の下線部分が支給対象となる。ただし、週休日及び休日の旅行の場合は調整は行わない。 ※9 当該計算方法により、出張者に不利益となる可能性がある場合は、支給方法を調整することが出来るものとする。
--	--	--	--

		 いずれか距離の短い方及び車賃支給区間の高速料金片道分 ⑤ 居住地発、用務地が大学を超える場所にあり、用務地から出勤する場合 (用務地⇒大学) × 2 の車賃及び車賃支給区間の高速料金片道分を支給する。  ⑥ 居住地発、用務地が大学と反対方向にあり、用務地から出勤する場合 居住地⇒用務地 × 2 の車賃及び車賃支給区間の高速料金片道分を支給する。  ⑦ 居住地発、用務地から大学に出勤する場合 居住地⇒用務地または用務地⇒大学のうち、距離が短い方の車賃及び車賃支給区間の高速料金片道分を支給する。  いずれか距離の短い方及び車賃支給区間の高速料金片道分	
--	--	---	--

		⑧ 住居地発、用務地が複数あり、用務地から大学に出勤する場合 居住地⇒用務地⇒用務地、または、用務地⇒大学 いずれか短い方の車賃及び車賃支給区間の高速料金片道分を支給する。  いずれか距離の短い方及び車賃支給区間の高速料金片道分		
		⑨ 居住地発、用務地との往復出張の場合 居住地⇔用務地 (通勤距離との比較により通勤距離を上回る距離分について支給する。上回らない場合は原則支給しない。) 居住 → 大学 15 km 居住 → 用務 25 km (端数切捨) $(25\text{ km} - 15\text{ km}) \times 10\text{ 円}$ または 15 円 = 100 円 または 150 円		
		那覇空港	大学⇔那覇空港 79.6 km (端数切捨て) × 15 円 + 往路のみ高速料金片道分 居住地 (滞在地) ⇔ 那覇空港 居住地 (滞在地) の市町村役場の住所地を起点・終点とすることができる。 全ての路程距離分に定額 (10 円または 15 円) を乗じて支給する。 また、出発時の高速料金片道分 (普通乗用車) について支給する。	往路：片道 1,185 円 + 高速料金片道分 復路：片道 1,185 円 居住地と那覇空港との距離分を支給 一覧表を参照
		同乗者		支給しない

	高 速 道 路 利用料金	<管外旅行> 管外旅行において高速道路を利用した場合の高速料金の支給については、右欄の方法により支給する。	那覇空港までの本島内移動にあっては車賃等欄を参照のこと。 本島外にあっては、現に支払った実費額。 領収書等添付。
		<管内旅行> 管内旅行において高速道路を利用した場合の高速料金の支給については、車賃等欄の方法により支給する。 ・ただし、大学の ETC カードを利用した場合は支給しない。	原則領収書不要。
	バス賃	その乗車に要する運賃	旅客運賃等の実費額 領収書等添付 管外旅行での本島外における高速バス利用の場合は領収書を添付すること。 (または料金表を添付) 管内旅行に係る高速バス及び路線バスの場合は不要。
	タクシー レンタカー	その乗車に要する運賃 下記の理由による場合に支給できる。 1) 公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合 2) 業務の緊急性や時間的な制約によりタクシーまたはレンタカー以外の公共の交通機関による移動では業務に支障をきたす場合 3) 出張目的または用務の内容等によりタクシーまたはレンタカーを利用することが他の交通手段に比べて経済的合理性がある場合 4) 事故、天災等により公共交通機関が不通となっている場合	実費額またはバス料金相当額を上限に支給する。 タクシーまたはレンタカーを利用する場合は、領収書、具体的理由を記載した理由書及び日程表等を添付すること。
	駐車料金	管外等旅行に伴う契約駐車場または契約駐車場以外での公用車等の駐車料金	実費額 領収書添付 (管外旅行が 3 日以上となる場合は、出来る限り契約駐車場等を利用するか、バスを利用すること。)

日当	旅行中の日数に応じた 1 日当たりの定額 (日当とは、目的地である地域内を巡回する場合の交通費及び昼食代を含む諸雑費) 伊江島については、日当は支給しない。	管内	—
		管外	2,200 円
宿泊料	旅行中の夜数に応じた一夜当たりの実費額を支給する。実家等に宿泊する場合の宿泊料は支給しない。 (宿泊料とは、宿泊料金、夕食代、朝食代及び宿泊に伴う諸雑費にあててのための旅費である。) 管内旅行における宿泊料は、午後 5 時を超える段階で、用務地が居住地から 70 km 以上離れていること、かつ、翌日も引き続き同用務地で用務がある場合に二夜を上限に支給することが出来る。	管内	学内者対象 7,000 円 上限額 領収書等添付
		管外	10,900 円 ※宿泊雑費 を含む 上限額 領収書等添付
宿泊雑費	1. ホテルパックによる旅行の場合は、上限額の 2,200 円を支給する。(職員等のみ) 2. ホテルパックを利用しない旅行の場合は、宿泊料に宿泊雑費を含めて上限額 10,900 円の範囲内で支給することが出来る。 (例 1) 宿泊料が 8,000 円の場合、宿泊雑費は 2,200 円。 (例 2) 宿泊料が 9,000 円の場合、宿泊雑費は 1,900 円。 上限額 10,900 円－宿泊料 9,000 円＝宿泊雑費 1,900 円 (例 3) 宿泊料が 10,900 円の場合、宿泊料上限額 10,900 円となるため、宿泊雑費は支給なし。	管外	2,200 円 上限額
食卓料	航空機、船舶等による旅行(船内泊などの場合)において、航空賃または船賃の中に夕・朝食代が含まれていない場合に夜数に応じ一夜当たりの定額を支給する。	管外	2,200 円